

『災害対策等緊急事業推進費』を活用した 再度災害防止・事故再発防止対策

—平成 28 年度第 1 回配分地区募集予定（平成 28 年 4 月 1 日～5 月 9 日）—

国土交通省 国土政策局 広域地方政策課 調整室

1 はじめに

道路や河川区域等において自然災害による被害や重大な交通事故が発生した場合、施設管理者として、当該施設の機能復旧を迅速に行うことと併せて、施設の防災機能の向上等に資する事業を実施することにより、再度災害防止対策や事故再発防止対策を行うことが、住民の安全・安心の確保を図る上で重要です。

こうした災害対策又は公共交通安全対策を目的とした事業について、年度途中であっても、迅速な対応を可能とする制度として、国土交通省国土政策局には「災害対策等緊急事業推進費」という予算制度があります。

この制度により、制度創設から平成 27 年度までの 11 年間に於いて約 1,252 億円（国費）、720 件の配分を行っています。（※災害対策等緊急事業推進費の実績参照）

以下、この制度を概説するとともに、平成 28 年度要求地区の募集や活用事例の一部を紹介させていただきます。

災害対策等緊急事業推進費の実績

（国費ベース、単位：百万円）

年 度	予 算 額	推 進 費 配 分 額 ・ 配 分 件 数					
		総 計 (①+②)		災 害 対 策 (①)		公 共 交 通 安 全 対 策 (②)	
		金 額 【配分割合】	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
17	20,000	19,313 【 97%】	115	19,313	115		
18	25,000	24,996 【100%】	141	22,186	113	2,810	28
19	25,000	13,978 【 56%】	99	13,238	86	740	13
20	25,000	10,713 【 43%】	38	10,104	33	609	5
21	15,000	3,462 【 23%】	12	3,462	12	0	0
22	30,000	3,038 【 10%】	29	2,203	27	835	2
23	27,028	10,541 【 39%】	97	10,319	96	222	1
24	21,300	18,730 【 88%】	84	18,730	84	0	0
25	17,900	3,287 【 18%】	30	3,287	30	0	0
26	17,811	6,444 【 36%】	40	6,444	40	0	0
27	16,832	10,727 【 64%】	35	10,681	34	46	1
合 計	240,871	125,228 【 52%】	720	119,966	670	5,262	50

2 災害対策等緊急事業推進費の内容

(1) 制度のポイント

この制度のポイントは次のとおりです。

- ① 各省所管の幅広い分野の公共事業を対象に再度災害防止対策、事故再発防止対策を実施
- ② 災害復旧事業による原形復旧にあわせて、施設の防災機能の強化・向上を図ることが可能
- ③ 自然災害を受けた地域において、公共土木施設自体の被害が無い場合でも防災機能の強化・向上を図ることが可能。
例えば、災害対策や公共交通安全対策は、浸水対策や落石防止対策等のように、必ずしも当該施設自体が損傷を受けていない場合であっても対象となる。
- ④ 他地域での被災を契機として、未被災地において、災害防止対策、事故再発防止対策を実施することが可能
- ⑤ 年度途中に予算を緊急配分（年3回の配分を予定 ※平成28年度配分スケジュール案参照）
- ⑥ 国庫補助率及び地方財政措置は、本推進費を使用して行う各対象事業で定められた率や内容と同様。地域開発特例法等で、特別に負担率、補助率の嵩上げの措置が図られている場合についても同様。
- ⑦ 必要に応じて対策工事に係る用地費及補償費や測量設計費も対象
- ⑧ 年度内予算執行が基本であるが、やむを得ない理由による明許繰越も可能

(2) 予算額と配分スケジュール

平成28年度予算：148.13億円（国費ベース）

平成28年度配分スケジュール案

区分	募集期間	配分時期（予定）
第1回	4月1日～5月9日	6月下旬
第2回	5月10日～7月下旬	9月中旬
第3回	8月上旬～10月上旬	11月中旬

(3) 要件・対象事業等

本推進費による対策は「①災害対策」と「②公共交通安全対策」の2種類があります。

① 災害対策の場合

<要件>

住民等の安全・安心の確保に資する対策であり、かつ、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により生じる災害で、①～③の要件のいずれかを満たすものが対象です。

- ① 降雨により発生した災害（24時間雨量が80mm以上、又は1時間雨量が20mm以上）
- ② 強風により発生した災害（最大風速が15m/秒以上）
- ③ 豪雪、高潮、地震、津波、噴火、地すべり、山崩れ、崖崩れその他の異常な自然現象により発生

した災害で、被害の程度が比較的軽微と認められないもの
※ただし、上記要件のいずれかを満たす場合であっても、甚だしく維持管理の義務を怠ったことに
基因して生じたと認められる災害については、対象となりませんのでご注意ください。

② 公共交通安全対策の場合

<要件>

公共交通の安全の確保に資する対策であり、道路、鉄道、航路、港湾、航空路、空港といった公共交通を支える社会基盤における重大な事故で、①～④の社会的に影響の大きい事故を対象とします。

- ① 死傷者を伴う事故
- ② 現場関係者の適切な対処により死傷者を伴う事故を回避できたが、対策を行わなければ死傷者を伴う事故が発生するおそれが極めて高いと予想される事象
- ③ 道路の通行止めや公共交通機関の遅延、運休等により社会経済的に大きな影響を与えた事故
- ④ 全国的な緊急点検や再発防止対策等の起因となった想定外の事故

③ その他

「対象事業」の詳細は、本稿末尾で紹介しておりますホームページ等により、『災害対策等緊急事業推進費取扱要領』の別表1及び別表2を参照願います。

但し、平成22年度に創設された社会資本整備総合交付金の対象事業は原則として適用されませんが、上記取扱要領の別表1及び別表2に掲げる本推進費の対象事業については、適用される場合があります。(同交付金交付要綱附則第2項及び第3項)

このため、本推進費を充当してこれらの補助事業を実施する場合は、従前通り、これらの補助事業に係る補助金交付要綱が適用されます。

【参考】国土交通省道路局所管事業の対象事業のみを別表1及び別表2より抜粋

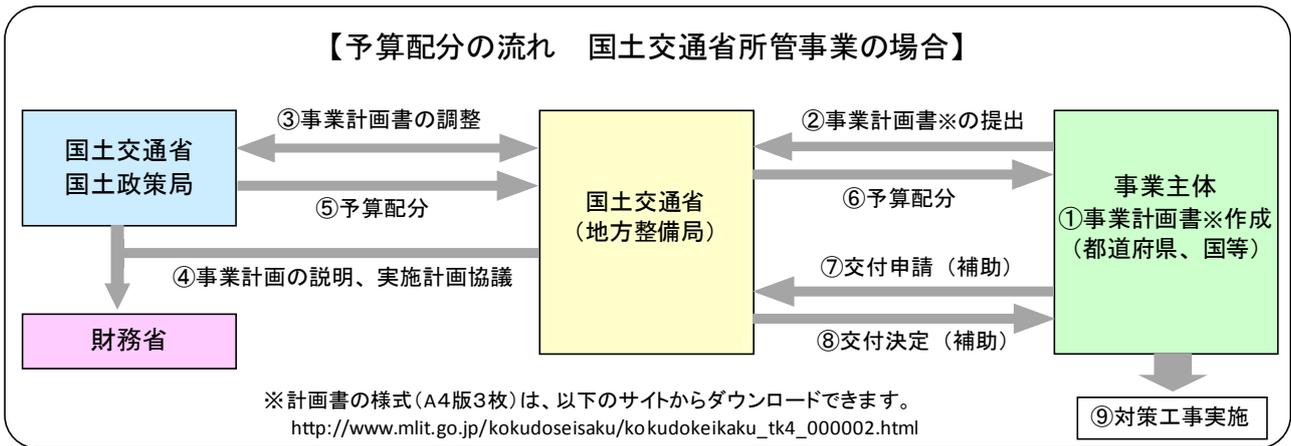
- ① 災害対策 (別表1)
 - ・直轄事業：道路更新防災対策事業
 - ・補助事業：道路更新防災等対策事業
- ② 公共交通安全対策 (別表2)
 - ・直轄事業：交通安全施設等整備事業、交通事故重点対策事業
 - ・補助事業：交通安全施設等整備事業

(4) 要求から配分までの流れ

事業主体(各施設管理者)は、事業を所管する省庁(道路管理者の場合は国土交通省(各地方整備局経由))を通じて、事業計画書(様式3枚)を提出していただきます。

推進費の予算は、財務省との協議において計画が認められた後に配分されます。

また、配分後は、各事業制度に準じて執行していただきます。



(5) 活用事例

次に、具体的な道路事業での活用事例を紹介します。

事例1（災害対策）

【事業主体】 広島県

【地区名】 一般国道182号百谷^{モモダニ}地内

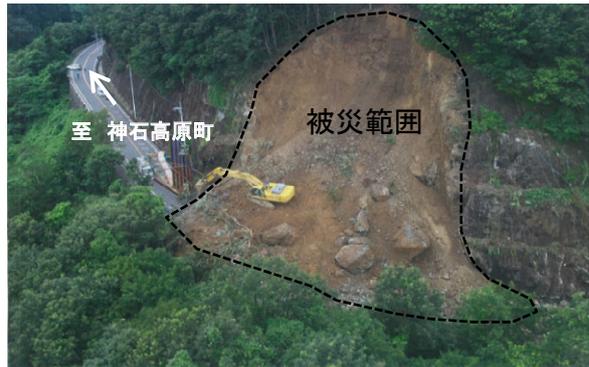
【事業費】 164百万円

【被害状況】

平成27年7月に台風11号による強風等に伴い地盤が緩み雨水が浸透し、大規模な崖崩れによる法面崩壊が発生。この崩壊により岩盤や土砂が道路全体を覆い、全面通行止めを余儀なくされた。

【対策内容】

今後の降雨により再度法面が崩壊し、被害拡大の恐れがあるため、推進費を活用して、緊急に法枠工等の法面对策を行うことにより、再度災害を防止する。



被災状況



被災状況

事例2 (災害対策)

【事業主体】山形県

【地区名】主要地方道ヨネザワイイデ米沢飯豊線

【事業費】602 百万円

【被害状況】

平成 27 年 2 月と 3 月の豪雪に伴う雪崩により、全面通行止め及び片側交互通行規制を余儀なくされた。

本路線の通行規制は長期にわたり、スクールバス等の地域交通や住民等へ被害が生じた。

【対策内容】

今後の豪雪により再度交通への影響が発生しないよう、推進費を活用して、緊急にスノーシェッド工、雪崩防護擁壁工等の対策を行うことにより、再度災害を防止する。



被災状況



被災状況

事例3 (災害対策)

【事業主体】ヤスギ安来市 (島根県)

【地区名】市道キヨセ ジングウジ清瀬神宮寺線

【事業費】41 百万円

【被害状況】

平成 27 年 2 月に道路切土法面で崖崩れが発生し、全面通行止めが発生。大型土のうと、押え盛土による応急対策を実施し、片側交互通行規制 (普通車のみ通行可) としたが、大型車は大幅な迂回を余儀なくされた。

【対策内容】

今後の降雨により再度法面が崩壊し、被害拡大の恐れがあるため、推進費を活用して、緊急に客土吹付工等の法面对策を行うことにより、再度災害を防止する。



被災状況



応急対策状況

事例4（公共交通安全対策）

【事業主体】和歌山県

【地区名】一般国道424号修理川地区^{スリガワ}

【事業費】80百万円

【被害状況】

平成22年4月に速度超過が原因でタンクローリーが橋梁から谷間に転落し、運転手が死亡する事故が発生した。事故周辺箇所は、下り勾配が連続する坂道であり速度超過に陥りやすく、路面凹凸舗装による構造的対策が行われていたにもかかわらず事故が発生した。

【対策内容】

推進費を活用して、緊急に道路情報提供装置を整備することにより、ドライバーの減速意識を高め、同様の交通事故再発を防止する。



事故現場状況写真



タンクローリー転落状況



道路情報提供装置の設置例

3 おわりに

昨年9月の関東・東北豪雨を代表とするように、平成23年に発生した東日本大震災以降、梅雨前線や台風に伴う豪雨、急速に発達した低気圧による暴風や竜巻、局所的な豪雪等、甚大な被害をもたらす自然災害が頻発しています。

平成28年は、自然災害や事故が少ない年となることにより望まれますが、もし災害等が発生し、緊急な対策が必要となった場合は、各種の施策に加えて本制度の活用も併せて検討いただきたいと思います。

この制度に関するご質問・ご相談がありましたら、下記まで遠慮なくお問い合わせください。

また、以下国土交通省のホームページにも、この制度に関する情報や募集案内及び過去の配分事例を掲載していますのでご覧ください。

国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室

TEL 03-5253-8360（直通） FAX 03-5253-1572

※国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。

（ホーム <http://www.mlit.go.jp/> >> 政策・仕事 >> 国土政策 >> 災害対策等緊急事業推進費）

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk4_000002.html